

沼津市自治会放送施設設置費補助金の申請手続きについて

工事着手前に提出する書類について（1～2）

1 【補助金交付申請書（市様式）】

⑨「申請者欄」のみ自署（押印不用）し、日付・金額は記入しないでください。

2 【添付書類】

「設置箇所略図（ゼンリンの地図等）」、「見積書の写し」を添付してください。

⑨補助金交付申請後（不備等がない場合）、1週間程度で申請者住所へ補助金交付決定通知書を郵送いたしますので、通知書の到着後に着工してください。

※ 柱を新設して放送施設を設置する場合に添付する書類

<市道上に柱を新設する場合>

道路占用並びに土木工事施行許可申請書の許可証（写）を添付してください。

⑨申請書（市様式）を沼津市道路管理課（沼津市役所6階 電話：055-934-4788）へ提出し、許可書を受領してください。許可書の本書は各自で保管し、写しを生活安心課へ提出してください。

⑨国道・県道及びその他の官地については、生活安心課へご相談ください。

<個人の所有地に柱を新設する場合>

土地所有者の承諾書（写）を添付してください。

⑨承諾書（市様式）を使用してください。

工事終了後に提出する書類について（1～3）

1 【事業実績報告書（市様式）】

⑨「申請者欄」のみ自書（押印不用）し、日付等は記入しないでください。

2 【添付書類】

「竣工届（市様式）」及び「工事業者の領収書の写し」を添付してください。

⑨「申請者欄」のみ自署（押印不用）し、日付は記入しないでください。

3 【補助金支払請求書（市様式）】

⑨「申請者欄」のみ自署（押印不用）してください。また、「振替先金融機関」の名義人は正確に記入し、日付・金額等は記入しないでください。

⑨事業実績報告後（不備等がない場合）、2週間程度で振込先金融機関へ補助金が支払われます。

【問合せ先】

沼津市役所 政策推進部
生活安心課 交通・防犯対策係
(電話) 055 - 934 - 4742

年 月 日

（宛先）沼津市長

自治会名
申請者 自治会長住所 沼津市
自治会長氏名

補助金交付申請書

沼津市補助金交付規則第3条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事務又は事業の名称 沼津市自治会放送施設設置事業
- 2 総事務費又は総事業費 円
- 3 交付申請額 円
- 4 事務又は事業の概要
 - ・放送施設の設置
 - ・地域文化活動の向上発展
- 5 添付書類
 - ・設置工事見積書の写
 - ・設置箇所略図（放送機、拡声機の設置箇所略図）
 - ・私有の土地、建物その他の施設を利用し設置する場合は、所有者の承諾書の写
- 6 備考

年 月 日

（宛先）沼津市長

自治会名
申請者 自治会長住所 沼津市
自治会長氏名

事業実績報告書

年 月 日付け沼津市指令政生第 号により補助金交付決定の通知を受けた
下記の事務又は事業の実績について、沼津市補助金交付規則第11条の規定により関係書類を添
えて報告します。

記

- 1 事務又は事業の名称 沼津市自治会放送施設設置事業
- 2 完了年月日 令和 年 月 日
- 3 添付書類
 - ・竣工届
 - ・設置工事代金領収書の写

年 月 日

（宛先）沼津市長

自治会名
申請者 自治会長住所 沼津市
自治会長氏名

竣 工 届

沼津市補助金交付規則及び沼津市自治会放送施設設置費補助金交付要綱により、交付決定を受けた放送施設設置工事は、令和 年 月 日着手し、令和 年 月 日竣工したのでお届けします。

道路占用並びに土木工事施行許可申請書

年 月 日

(宛先) 沼津市長

申請者 住所
氏名

申請代理人 住所
氏名
TEL

道路占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

路 線 名	
道路の種目名称	<input type="checkbox"/> 車道 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 法敷 <input type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> 上空 <input type="checkbox"/> その他（ ）
占 用 箇 所	沼津市 番地先
占 用 の 目 的	
占用面積又は本数	
占用物件の構造	
占 用 料 金	指定のとおり
占 用 期 間	許可の日から 年 月 日まで
占用に伴う工事	有 ・ 無
工 事 期 間	許可の日から 年 月 日まで（うち 日間）
工事实施の方法	
道路の復旧方法	

※添付書類

- 次の書類を添付すること。
(案内図・平面図・縦横断図・構造図・求積図・復旧図・公図写・占用箇所写真（着工前）)
- 新規舗装又は改築後3年未満の道路については、自治会長の承諾書が必要
- 雑排水を放流する場合、流末に農業用水利権が存在するときは水利権者の承諾書が必要

私は、当該占用許可を暴力団を利することに利用しないことを確約します。
また、当該申請について必要な場合には、沼津市が申請者の個人情報を静岡県警察本部に照会することを承諾します。（確約の場合には、にレ点を記す）

承諾書

使用場所 沼津市

上記の場所に有線放送施設 基を設置することを承諾いたします。

年 月 日

所有者住所

所有者氏名

印

自治会長 様